

証券コード 7782
2026年3月10日
(電子提供措置の開始日2026年3月4日)

株 主 各 位

東京都文京区本郷一丁目28番34号
株 式 会 社 シ ン シ ア
代表取締役執行役員社長 中 村 研

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第18回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.sincere-vision.com>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

議決権につきましては、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年3月25日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月26日（木曜日）午前10時（受付開始午前9時30分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋箱崎町42番1号
T-CATホール1階（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第18期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第18期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

【株主の皆様へのお願い】

- ◎本総会の運営スタッフは、検温を行い、体調を確認したうえで、対応をさせていただきます。
- ◎株主の皆様のごマスク着用につきましては、ご自身にてご判断くださいますようお願い申し上げます。
- ◎体調不良と見受けられる株主の皆様には、運営スタッフがお声がけしてご入場をお断りする場合やご退出いただく場合がございます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨及び理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び定款の規定に基づき、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」を記載しておりませんので、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意いたしておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、今後の事業展開等も勘案して、以下のとおり第18期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金17円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は111,068,803円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年3月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	属性
1	なかむら けん 中村 研	代表取締役執行役員社長	再任
2	あらい しんいち 荒井 慎一	取締役執行役員管理部長	再任

候補者番号 1

なか むら
中 村
(1973年1月10日生)

再任

所有する当社株式の数
277,000株

取締役会出席状況
25/25回

けん
研

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年10月 中央監査法人入所
2001年6月 公認会計士登録
2006年7月 (株)キャピタルメディカ (現(株)ユカリア) 入社
2008年9月 当社代表取締役社長
2010年6月 (株)カラコンワークス代表取締役 (現任)
2012年7月 Sincere Vision Co., Ltd. Director (現任)
2013年5月 新視野光學股份有限公司董事 (現任)
2014年4月 SINCERE LENS SDN.BHD.Director
2014年5月 Sincere Vision (Thailand) Co.,Ltd.Director
2016年1月 当社代表取締役執行役員社長 (現任)
2021年12月 (株)ジェネリックコーポレーション代表取締役 (現任)
2024年3月 (株)タロスシステムズ代表取締役 (現任)

<取締役候補者とした理由>

長年にわたり当社の代表取締役を務め、経営に関する豊富な経験と高い見識をもとに現在に至るまで強力なリーダーシップと決断力により、当社を発展させてまいりました。当社の持続的成長と企業価値向上実現のため、取締役として適任であると判断しました。

候補者番号 2

あら い しん いち
荒 井 慎 一
(1968年5月14日生)

再任

所有する当社株式の数
19,200株

取締役会出席状況
25/25回

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月 日本デジタルイクイップメント(株)入社
2001年1月 永田会計事務所入所
2003年4月 (株)ゼロン入社
2008年9月 (株)ウトワ(現(株)メルシス)入社
2012年6月 当社入社
2013年6月 新視野光學股份有限公司監察人
2014年7月 当社管理部長
2016年1月 当社執行役員管理部長
2016年7月 当社取締役執行役員管理部長(現任)
2018年6月 新視野光學股份有限公司董事
2023年11月 (株)タロスシステムズ監査役
2024年5月 新視野光學股份有限公司監察人(現任)

<取締役候補者とした理由>

2014年から当社管理部長を務め、経理財務及び管理部門を統括する責任者を務めるとともに、当社グループ会社を監督しています。同氏の幅広い経験及び知見を当社経営に活かし当社グループの更なる成長及び企業価値向上のため、取締役として適任であると判断しました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の会社役員の状態に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	属性		
1	はやかわとしゆき 早川 聡 之	—	新任	社外	独立
2	お小がわひろし 小川 宏	社外取締役監査等委員	再任	社外	独立
3	かかせゆたか 加瀬 豊	社外取締役監査等委員	再任	社外	独立

候補者番号 1

はや かわ とし ゆき
早 川 聡 之
(1960年2月22日生)

新任 社外 独立

所有する当社株式の数
一株

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 (株)三和銀行(現株三菱UFJ銀行) 入行
1988年1月 同行東京営業本部第2部部长代理
1991年7月 同行デリバティブズ営業部調査役
1995年3月 同行支店部上席調査役
2002年1月 (株)UFJセントラルリース(現三菱HCキャピタル(株)) 出向
2007年10月 (株)三菱UFJ銀行法人コンプライアンス部上席調査役
2010年1月 同行業務監査部上席調査役
2012年7月 日光ケミカルズ(株)執行役員経理部長兼海外現法管理担当
2024年2月 アストロデザイン(株)経営企画室(株式・資産管理)

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割>

金融機関における長年の経験、さらに、他社の執行役員としての豊富な経験・知識を有しており、当社のガバナンス体制強化と取締役の職務執行の監査を期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しました。

候補者番号 2

お がわ ひろし
小 川 宏
(1967年4月4日生)

再任 社外 独立

所有する当社株式の数
2,400株

取締役会出席状況
25/25回

監査等委員会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年10月 弁護士登録
2000年10月 山崎総合法律事務所入所
2005年10月 山崎総合法律事務所パートナー
2014年4月 東京家庭裁判所調停委員(現任)
2015年10月 医療法人社団遼山会理事
2017年3月 当社社外取締役
2023年2月 四谷外濠法律事務所パートナー(現任)
2024年3月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割>

長年にわたり弁護士としての職務を経験した法律の専門家であり、豊富な経験と見識を活かし、当社のガバナンス体制強化と取締役の職務執行の監査を期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しました。

候補者番号 3

か は
加 瀬
(1972年5月17日生)

ゆたか
豊

再任

社外

独立

所有する当社株式の数
3,600株

取締役会出席状況
25/25回

監査等委員会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
2000年4月 公認会計士登録
2006年7月 加瀬公認会計士事務所開設（現任）
2014年8月 税理士登録
2015年6月 (株)オーバル社外取締役
2016年3月 当社監査役
2016年6月 (株)オーバル社外取締役（監査等委員）
2018年9月 (株)ヒトクセ社外監査役
2022年3月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割>

公認会計士、税理士としての幅広い知識と経験を有しており、当社のガバナンス体制強化と取締役の職務執行の監査を期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 小川宏氏、加瀬豊氏及び早川聡之氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は小川宏氏、加瀬豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、早川聡之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
3. 小川宏氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
4. 加瀬豊氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年（当社社外監査役から通算すると10年）となります。
5. 当社と小川宏氏及び加瀬豊氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の責任限度額としております。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 早川聡之氏が社外取締役に就任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の会社役員の状況に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

当該補欠の監査等委員である取締役につきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任の監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までといたします。

また、その選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

いま いよし あき
今 井 良 明
(1970年3月15日生)

社外

独立

所有する当社株式の数
一株

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年10月 中央監査法人入所
2001年6月 公認会計士登録
2007年8月 今井公認会計士事務所開設（現任）
2007年9月 ハウスコム(株)社外監査役
2009年9月 税理士登録
2015年9月 グランツ税理士法人代表社員（現任）
2016年3月 当社監査役

<補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割>
公認会計士、税理士としての幅広い知識と経験を有しており、当社のガバナンス体制強化と取締役の職務執行の監査を期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 今井良明氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 今井良明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が就任された場合、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 今井良明氏が、監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を上限とする予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の会社役員状況に記載のとおりです。今井良明氏が、監査等委員である社外取締役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となります。
- また、当社は本議案にかかる補欠の監査等委員である取締役の選任が効力を有する間に当該保険契約を更新する予定です。

以上

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善に伴い、緩やかな回復基調で推移しました。一方、長期化する物価上昇や物流コスト、人件費の上昇、さらに米国の関税政策の動向やウクライナや中東の不安定な国際情勢の長期化など、先行きについては不透明な状況が継続しています。このような環境の下、当社グループは、外部環境の変化に対し耐性のある事業を推進するとともに、お客様に寄り添った製品の提供に注力いたしました。

コンタクトレンズ業界におきましては、急速な少子高齢化に伴う人口減少が進んでいるものの、1日使い捨てタイプのコンタクトレンズへのニーズのシフトや、高機能新素材レンズの普及により1人当たりの購入単価は上昇傾向にあります。また、スマートフォン等のデジタル機器の普及により近視人口の急激な増加・若年化が進んでいます。さらに、カラーコンタクトレンズ市場の拡大等もあり、コンタクトレンズ市場は緩やかながら拡大しているものと推測しております。このような環境の下、当社グループは2025年3月、フリュー株式会社よりECサイト「Mew コンタクト」をはじめとしたカラーコンタクトレンズ事業を譲受し、当社グループの事業の主軸であるコンタクトレンズ事業の基盤強化を図りました。コンサルティング事業については、昨今の医療脱毛クリニック業界全体における事業環境悪化を受け、各種施策を講じているものの顧客の回帰は厳しい状況となっています。また、システム事業については、成長するリユース市場において、リユース業界向けPOSシステムのニーズも拡大しており、その需要を取り込むべく、営業力等を強化してまいりました。

このような状況下、主軸のコンタクトレンズ事業及びシステム事業が堅調に推移したことにより、売上高は7,456,078千円（前期比14.0%増）となりました。利益面では、売上規模拡大による利益増に加え、為替施策が奏功したこと、及び販売管理費の削減により、営業利益は524,522千円（同8.2%増）、経常利益は514,756千円（同9.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益はコンサルティング事業受注先である医療脱毛クリニックの経営環境悪化により、貸付金回収の確実性に懸念が生じ、貸倒引当金 65,000千円を特別損失に計上、その結果264,345千円（同12.4%減）となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりです。

【コンタクトレンズ事業】

当社ブランド製品につきまして、クリアレンズは当社主力製品であるシリコンハイドロゲル素材コンタクトレンズ「シンシアワンデーS」の売上が堅調であったことに加え、「シンシアワンデーS乱視用」が2025年2月に発売されたこともあり、シンシアワンデーSシリーズの売上高は1,558,525千円（前期比11.6%増）となり、その結果、当社ブランドクリアレンズの売上高は3,432,556千円（同7.3%増）となりました。カラーレンズは、クリアレンズ同様、シリコンハイドロゲル素材の「シンシアワンデーSクレシェ」が466,544千円（同38.5%増）と大幅に増加したことに加え、「シンシア2ウィークSクレシェ」についても254,323千円（同6.9%増）と好調に推移、さらに2025年3月に譲受したカラーコンタクトレンズ販売事業の売上が新たに加わり、当社ブランドカラーレンズの売上高は830,338千円（同17.3%増）となりました。プライベートブランド製品の売上高につきましては、クリアレンズは、1,993,427千円（同10.0%増）、カラーレンズについても譲受したカラーコンタクトレンズ事業の売上が加わったことで、708,979千円（同104.5%増）と大幅に増加いたしました。その結果、コンタクトレンズ事業の売上高は6,976,206千円（同14.8%増）となりました。セグメント利益は、690,542千円（同9.8%増）となりました。

【コンサルティング事業】

コンサルティング事業につきましては、医療法人緑風会が運営する医療脱毛クリニックの運営管理サポートを行っております。昨今の当業界を取り巻く経営環境の悪化により、当社サポート先医院においても経営状況は厳しいものとなっております。このような状況を勘案し、当社においてもサポート料を見直した結果、売上高は31,000千円（前期比48.3%減）、セグメント利益は13,761千円（同55.3%減）となりました。

【システム事業】

システム事業につきましては、当社の完全子会社である株式会社タロスシステムズは、リユース業界向けPOSシステムのリーディングカンパニーとして、成長するリユース市場において、営業力強化、開発力強化に注力し、さらなるサービス品質の向上に努め、拡大する需要を取り込みました。売上高は448,872千円（前期比10.8%増）、セグメント利益は90,488千円（同57.3%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は13,293千円であり、その主なものは、コンタクトレンズ事業における会員サイト構築費用10,155千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、主に運転資金として三井住友信託銀行株式会社より150,000千円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社の連結子会社である株式会社カラコンワークスは、カラーコンタクトレンズ市場におけるさらなる成長を目的として、2025年3月31日付で、フリュー株式会社よりECサイト「Mewコンタクト」をはじめとしたカラーコンタクトレンズ販売事業を譲受けております。

- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (2022年12月期)	第 16 期 (2023年12月期)	第 17 期 (2024年12月期)	第 18 期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売 上 高(千円)	5,585,661	5,961,475	6,539,394	7,456,078
経 常 利 益(千円)	112,877	446,839	468,254	514,756
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	66,074	295,470	301,747	264,345
1株当たり当期純利益 (円)	10.50	46.68	47.25	40.72
総 資 産(千円)	3,576,837	5,479,633	5,496,335	5,383,494
純 資 産(千円)	1,987,707	2,483,741	2,697,242	2,818,866
1株当たり純資産額 (円)	315.41	380.03	421.25	431.45

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (2022年12月期)	第 16 期 (2023年12月期)	第 17 期 (2024年12月期)	第 18 期 (当事業年度) (2025年12月期)
売 上 高(千円)	5,271,102	5,673,582	5,883,673	6,383,160
経 常 利 益(千円)	125,629	474,853	467,031	474,478
当 期 純 利 益(千円)	81,185	321,139	340,273	279,906
1 株当たり当期純利益 (円)	12.90	50.73	53.28	43.12
総 資 産(千円)	3,490,064	5,214,028	5,354,317	5,208,584
純 資 産(千円)	1,942,770	2,397,340	2,727,625	2,868,341
1 株当たり純資産額 (円)	308.28	377.96	426.00	439.02

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する 議決権比率	当 社 と の 関 係
株 式 会 社 ユ カ リ ア	100,000千円	62.0%	販売、仕入れ等の取引はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Sincere Vision Co., Ltd.	100,000HKD	100.0%	コンタクトレンズの卸販売
新視野光學股份有限公司	2,000,000TWD	100.0	コンタクトレンズの卸販売
株式会社カラコンワークス	9,900千円	100.0	コンタクトレンズの通信販売
株式会社ジェネリックコーポレーション	33,500千円	100.0	コンタクトレンズの通信販売
株式会社タロスシステムズ	10,000千円	100.0	パッケージシステムの設計、開発、販売及び保守

(4) 対処すべき課題

当社グループは、対処すべき課題として以下の施策に取り組んでまいります。

① 商品開発力の強化

今後、日本国内の少子高齢化が進展することは確実であり、コンタクトレンズユーザーの主要部分を占める若年層が減少することは否めず、コンタクトレンズメーカー各社の競争が激化することが想定されます。

このような状況で競争力を高め、勝ち残っていくためには、新素材を活用した、より高性能で良好な装用感を得られるコンタクトレンズの開発、細分化するニーズを着実に捉えた商品スペック、デザインの整備が必要であります。

当社グループにとって、時代とともに変化する購買傾向に即した商品を開発し、販売することは、コンタクトレンズの販売を行ううえで最も重視しなければならない課題であります。当社グループは、消費者のニーズの的確な把握、商品開発における柔軟性の確保に努めてまいります。

② 人材の確保

当社は高度管理医療機器であるコンタクトレンズ製造販売会社であり、かつ、最終消費者の方々のニーズが目まぐるしく変化する美容という分野に属するカラーコンタクトレンズを扱い、経営戦略上、幅広い販売チャネル展開を実施しています。

当社にとって多種多様な優秀な人材の確保は、重要な経営課題であり、中長期的な企業価値向上に向けては何よりも欠かせないものと考えております。今後も市況に鑑みながら、採用活動を継続し、ニューノーマル時代を見据え、多彩な人材が多様な働き方を選択できる人事制度や環境を整備していくことで、当社グループの持続的な成長を支える組織体制の盤石化を図ってまいります。

③ 当社ブランド商品の認知度向上

「ひとみに、誠実に」の企業理念の下、更なる品質向上に努め、販売チャネルごとの販促活動戦略により、当社ブランド商品の認知度向上を図ることが必要であると考えております。当社ブランド商品の認知度向上は、お客様の当社ブランド商品への信頼性を高め、大手企業と連携した事業展開を有利に進め、当社グループを支える優秀な人材確保に寄与するものと考えております。今後も費用対効果を慎重に検討のうえ、広告宣伝活動及びプロモーション活動の強化を図ってまいります。

④ 海外事業展開の見直し

当社グループの更なる発展のためには海外売上高の伸長が不可欠であると考えております。当社は近年の中国をはじめとするアジア各国の経済成長に伴うコンタクトレンズ市場の拡大を見込み、積極的に海外へ事業展開してまいりました。しかしながら、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大等の要因により当初の想定から大きく変化しております。

引き続き海外展開は必要と考えておりますが、今後は資金・人的リソースの配分を効率的に行いながら、サービスの展開と収益力強化に努めてまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社グループが外部環境の変化に対応しつつ持続的な成長を達成するためには、業務効率の改善を図りつつも、内部管理体制の維持・強化が必要であると考えております。そのために、グループ各社の経営陣の監督の下、業務フローの共通化やコンプライアンスの遵守の徹底等により内部管理体制を強化するとともに、コーポレートガバナンス・コードに沿った各種施策に取り組むことによりグループ経営体制を強化してまいります。

⑥ コンプライアンス経営体制の強化

当社は、コンプライアンス経営の重要性を認識しており、当社の継続的な成長や社会的信用の構築に不可欠であると認識しております。そのため、役員及び社員は、常に倫理観を持って行動するよう、定期的にコンプライアンスに関する研修を行っております。また内部監査部門、監査等委員会、会計監査人との連携を強化し、内部統制の充実を図ることがコンプライアンス強化につながると考え、連携強化を図っております。

⑦ 企業買収

当社は、成長戦略の一環としてM&Aによる事業の多様化を推進しております。M&Aを検討する際には、当社事業とのシナジー、事業戦略との整合性、買収後の収益性、買収プロセスの透明性、買収後の統合効果等に留意し、今後も、M&Aによる一層の事業拡大を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

当社グループは、以下の内容を主な事業としています。

事業部門	事業内容
コンタクトレンズ事業	製造、小売り販売店及び代理店（一次・二次）に対するの卸販売並びに当該業務に附帯する業務
コンサルティング事業	各種コンサルティング業務及び当該業務に附帯する業務
システム事業	リユース業界向けパッケージシステムの設計、開発、販売及び保守

(6) 主要な営業所及び工場（2025年12月31日現在）

① 当社

東京都文京区で事業展開しております。

② 子会社

東京都文京区のほか、千葉県千葉市、香港（上環禧利街）、台湾（高雄市）で事業展開しております。

(7) 使用人の状況（2025年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
60名	5名増

（注）使用人数には契約社員を含み、臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
44名	3名増	45.2歳	8.6年

（注）使用人数には契約社員を含み、臨時従業員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	606,385千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	500,000千円
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	261,842千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	150,000千円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	150,000千円
朝 日 信 用 金 庫	48,850千円
株 式 会 社 徳 島 大 正 銀 行	43,349千円
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	39,968千円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	32,200千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 24,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,862,200株
- ③ 株主数 5,662名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ユ カ リ ア	4,050,000株	62.0%
中 村 研	277,000	4.2
萩 原 隼 人	111,400	1.7
相 原 輝 夫	71,500	1.1
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	45,722	0.7
丸 田 稔	44,500	0.7
澁 澤 大 輔	40,600	0.6
安 部 孝 一	31,300	0.5
長 嶺 英 昌	24,300	0.4
南 雲 佳 恵	21,500	0.3

- (注) 1.当社は、自己株式を328,741株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2.持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、取締役（社外取締役を含む、監査等委員である取締役を除く。）を対象に当社の企業価値の持続的な向上を図り株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としてインセンティブを与えるとともに、監査等委員である取締役を対象に当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを与えることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	12,000株	2名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	一株	一名
監査等委員である取締役	3,600株	3名

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他の新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	中 村 研	執行役員社長 (株)カラコンワークス代表取締役 Sincere Vision Co., Ltd. Director 新視野光學股份有限公司董事 (株)ジェネリックコーポレーション代表取締役 (株)タロスシステムズ代表取締役
取 締 役	荒 井 慎 一	執行役員管理部長 新視野光學股份有限公司監察人
取 締 役 (常勤監査等委員)	中 本 義 人	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 川 宏	四谷外濠法律事務所パートナー
取 締 役 (監 査 等 委 員)	加 瀬 豊	加瀬公認会計士事務所所長

- (注) 1. 取締役中本義人氏、取締役小川宏氏及び取締役加瀬豊氏は、社外取締役であります。
2. 監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 監査等委員加瀬豊氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2025年3月28日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって、不破鉄二氏は任期満了により退任いたしました。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼任者を除く2025年12月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

会社における地位	氏 名	担 当
執 行 役 員	新 保 良 央	第一営業部長
執 行 役 員	近 藤 貴 子	薬務部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役中本義人氏、取締役小川宏氏及び取締役加瀬豊氏につきましては会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については補填の対象外としております。なお、当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、取締役（監査等委員）及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

④ 取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2024年3月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の決定方針は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役（社外取締役を含むが、監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬等としての株式報酬から成るものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社の業績、職務の内容、職位及び成果、在任年数、従業員給与の水準等を総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図る報酬構成とするため、譲渡制限付株式とする。譲渡制限付株式は対象取締役の職務執行開始日から1か月を経過する日までになされる取締役会決議により付与し、その付与数は役位に応じて決定する。また、譲渡制限期間は払込期日から当社の取締役の地位を退任するまでとし、当社の取締役会が定める期間、継続して取締役の地位にあることを条件に譲渡制限を解除する。

4. 基本報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬等は支給せず、固定報酬のうち30%を上限に非金銭報酬等である譲渡制限付株式として支給する。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役の基本報酬の額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、代表取締役社長は、上記2.の方針に従ってこれを決定する。各取締役の株式報酬については、代表取締役社長は、上記3.の方針に従って各取締役の基本報酬の額及び役位に基づき割当株式数の原案を作成する。取締役会は、原案に基づき協議のうえ、決定するものとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		員数
		基本報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	46,943千円 (303)	39,930千円 (150)	7,013千円 (153)	3名 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	13,073 (13,073)	10,800 (10,800)	2,273 (2,273)	3 (3)
合計 （うち社外役員）	60,017 (13,377)	50,730 (10,950)	9,287 (2,427)	6 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2022年3月30日開催の第14回定時株主総会において年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。また、別枠で、同株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額20,000千円以内（ただし、年40,000株を上限とする。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は2名です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2022年3月30日開催の第14回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。また、別枠で、同株主総会において、取締役（監査等委員）に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額10,000千円以内（ただし、年20,000株を上限とする。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役3名）です。
4. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬であり、当事業年度における費用計上額を記載しております。
5. 取締役会は、代表取締役執行役員社長中村研に対し各取締役の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社を取り巻く環境、経営状況等を最も熟知しており、適切に個人別の取締役の報酬額等を決定できると判断しているためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）小川宏氏は、四谷外濠法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）加瀬豊氏は、加瀬公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		主な活動状況等
取締役 (監査等委員)	中 本 義 人	当事業年度に開催された取締役会25回、監査等委員会13回の全てに出席し、金融機関における長年の経験、さらに、他社の取締役としての豊富な経験・知識に基づき、適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	小 川 宏	当事業年度に開催された取締役会25回、監査等委員会13回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	加 瀬 豊	当事業年度に開催された取締役会25回、監査等委員会13回の全てに出席し、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 Mooreみらい監査法人
- ② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役は、会社経営に関する重要事項及び業務執行状況を取締役に報告して情報の共有化を図り、それに関する意見を交換することにより、取締役会による取締役の業務執行の監督を充実させる。
 - ロ. 取締役会は、取締役会規則に従い取締役会に付議された議案が十分審議される体制をとり、会社の業務執行に関する意思決定が法令及び定款に適合することを確保する。
 - ハ. 代表取締役は、法令若しくは取締役会から委任された会社の業務執行を行うとともに、取締役会の決定、決議及び社内規程に従い業務を執行する。
 - ニ. 取締役を含む役職員が、業務を執行するにあたり遵守すべき行動基準としてコンプライアンス規程を制定する。
 - ホ. 役職員に対して定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令及び定款の遵守並びに浸透を図る。
 - ヘ. 役職員に対して、他社で発生した重大な不祥事・事故についても、速やかに周知するほか、必要な教育を実施する。
 - ト. 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、法令及び文書管理規程等社内規程に則り作成、保存、管理する。
 - ロ. 情報の不正使用及び漏洩の防止のためのシステムを確立し、情報セキュリティ施策を推進する。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスク管理体制を体系的に定めるリスク管理規程を制定する。
 - ロ. リスク管理最高責任者及びリスク管理担当者は、リスクの予防に努めるほか、リスク管理規程に基づき想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
 - ハ. 内部監査担当部署は、監査等委員会と連携して、各種リスクの管理状況の監査を実施する。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌、職務権限規程において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - ロ. 取締役会は、中期経営計画及び業績目標を設定し、代表取締役及び取締役がその達成に向けて職務を遂行した成果である実績を管理する。
 - ハ. 取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務の遂行状況について報告を行い、取締役の職務の執行について監視・監督を行う。また、職務の執行が効率的に行われていることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月1回以上開催する。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 使用人を含む役職員が、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動指針としてコンプライアンス規程を制定する。
 - ロ. 役職員に対して、定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令及び定款の遵守並びに浸透を図る。

- ⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- イ. 当社の子会社の経営管理については、関係会社管理規程等に基づく報告のもと、その業務遂行状況を把握し、管理を行うものとする。
 - ロ. 当社グループの各子会社における監査は、各子会社監査役と当社内部監査担当部署が連携し実施する。その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告する。
 - ハ. 当社は、親会社との間で、上場企業とその親会社としてのお互いの立場を尊重したうえで企業グループとしての業務を適切に行い、その社会的責任を全うするために必要に応じて、親会社に対し、当社の経営情報を提供し、また、親会社の内部監査担当部署との連携も行う。
- ⑦ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査等委員会の承認により、その職務を補助すべき使用人を求めた場合、当該使用人の配置を検討するものとし、具体的な配置にあたっては、その具体的な内容（組織、人数等）を調整し実施する。
 - ロ. 当該使用人は、職務執行にあたっては取締役から独立した立場とし、監査等委員会の指揮命令に基づき職務をする。
 - ハ. 監査等委員会の職務を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分は、監査等委員会の同意を得る。
- ⑧ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において随時、担当する業務の執行状況について報告を行う。
 - ロ. 取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて会社の業務の執行状況について報告する。
 - ハ. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、又は通報を受けたときは、速やかに監査等委員会に報告する。

- ⑨ 当社の監査等委員会へ報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社の監査等委員会へ報告をしたものが報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。
- ⑩ 当社の監査等委員の職務の執行に生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑪ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
 - ロ. 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
 - ハ. 内部監査担当部署は、内部監査規程に則り監査が実施できる体制を整備し、監査等委員会との相互連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス委員会が中心となり、コンプライアンスの状況・問題等の把握及び報告、対応策の協議、並びに役職員への教育及び研修を実施いたしました。
- ② 当社の子会社の事業運営状況は、適宜取締役会並びに代表取締役へ報告がなされており、子会社の業務運営、経営管理の適正さを確保しております。
- ③ 内部監査担当者は、年度監査計画に基づき、当社並びに子会社の内部統制の整備・運用状況をモニタリングし、その監査結果を代表取締役及び監査等委員会へ適宜報告をしております。
- ④ 監査等委員会は、監査等委員相互の情報交換を行うとともに、内部監査担当者から報告を受け、業務について調査・監査を行いました。
- ⑤ 監査等委員会は、自ら監査を行うほか、会計監査人及び内部監査担当者と密な連携を図り、情報交換を行うとともに、内部監査担当者にはその内部監査の結果の報告に関する指示を行い、会計監査人には適宜その報告の説明を求め、会計に関する監査を行いました。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当政策につきましては、連結配当性向40%を目途としており、今後の業績予想、経営体質強化のために必要な内部留保の確保など総合的に勘案し、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,653,709	流動負債	2,021,644
現金及び預金	1,658,880	買掛金	99,729
受取手形	34,864	短期借入金	1,150,000
売掛金	1,095,260	1年内返済予定の長期借入金	217,912
商品	1,094,286	未払法人税等	95,144
貯蔵品	88,771	契約負債	158,042
デリバティブ債権	146,774	賞与引当金	15,969
外国為替差入証拠金	339,850	株主優待引当金	5,946
その他	268,689	その他	278,899
貸倒引当金	△73,668	固定負債	542,983
固定資産	729,785	長期借入金	464,682
有形固定資産	60,013	長期預り保証金	13,000
建物	20,279	繰延税金負債	65,301
機械及び装置	34,422	負債合計	2,564,627
工具、器具及び備品	5,311	(純資産の部)	
無形固定資産	588,987	株主資本	2,745,373
のれん	369,401	資本金	273,422
その他	219,586	資本剰余金	285,975
投資その他の資産	80,784	利益剰余金	2,386,939
繰延税金資産	32,690	自己株式	△200,964
その他	55,113	その他の包括利益累計額	73,493
貸倒引当金	△7,020	繰延ヘッジ損益	98,918
		為替換算調整勘定	△25,424
資産合計	5,383,494	純資産合計	2,818,866
		負債純資産合計	5,383,494

連結損益計算書
 (2025年1月1日から
 2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,456,078
売上原価	5,077,280
売上総利益	2,378,797
販売費及び一般管理費	1,854,275
営業利益	524,522
営業外収益	
受取利息	11,292
為替差益	5,161
その他	2,933
合計	19,388
営業外費用	
支払利息	22,911
デリバティブ評価損	1,465
その他	4,776
合計	29,154
経常利益	514,756
特別損失	
貸倒引当金繰入額	65,000
税金等調整前当期純利益	449,756
法人税、住民税及び事業税	191,427
法人税等調整額	△6,016
当期純利益	264,345
親会社株主に帰属する当期純利益	264,345

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	273,422	300,915	2,244,249	△281,425	2,537,161
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△121,654		△121,654
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			264,345		264,345
自 己 株 式 の 取 得				△19	△19
自 己 株 式 の 処 分		△14,940		80,480	65,540
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△14,940	142,690	80,460	208,211
当 期 末 残 高	273,422	285,975	2,386,939	△200,964	2,745,373

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	181,975	△21,894	160,081	2,697,242
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△121,654
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				264,345
自 己 株 式 の 取 得				△19
自 己 株 式 の 処 分				65,540
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△83,057	△3,530	△86,587	△86,587
当 期 変 動 額 合 計	△83,057	△3,530	△86,587	121,623
当 期 末 残 高	98,918	△25,424	73,493	2,818,866

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 5社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社カラコンワークス
Sincere Vision Co., Ltd.
新視野光學股份有限公司
株式会社ジェネリックコーポレーション
株式会社タロスシステムズ

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社タロスシステムズの決算日は9月30日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日において仮決算を実施したうえで連結しております。
その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. デリバティブ 時価法を採用しております。
- ロ. 棚卸資産
 - ・ 商品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
 - ・ 貯蔵品 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
また、在外連結子会社は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～50年
機械及び装置	12年
工具、器具及び備品	4年～20年
- ロ. 無形固定資産 定額法を採用しております。
なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）
顧客関連資産	13年

③ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 株主優待引当金

株主優待に係る費用の発生に伴い、翌連結会計年度に支出すると見込まれる額を計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. コンタクトレンズ事業

当社及び連結子会社は、コンタクトレンズの製造及び販売等を行っております。

当事業においては、顧客との販売契約に基づき、受注した商品を引き渡す義務を負っており、当該履行義務を充足する時点は商品の引渡時であることから、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、商品の国内販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。また、取引の対価は、義務の履行後、概ね5か月以内に受領（契約に基づき前受金を受領する場合がある。）しております。

なお、商品が返品された場合、当社は、当該商品の対価を返金する必要があります。この将来予想される返品部分に関しては、過去の実績に基づいた将来発生しうると考えられる予想返金額により算定し、販売時に収益を認識せず、顧客への返金が見込まれる金額については、返金負債を計上しております。

また、センターフィー等の顧客に支払われる対価が生ずる場合、取引価格は、契約において顧客と約束した対価から当該センターフィー等の見積額を控除した金額で算定しております。このセンターフィー等の見積額は、あらかじめ契約などで決定していることが多いことから、当該契約に基づき算定しております。

ロ. コンサルティング事業

当社は、医療脱毛クリニック運営に関するコンサルティング業務を提供しております。

当事業においては、顧客との業務委託契約に基づき、コンサルティング業務を提供する義務を負っており、当該履行義務は、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。また、取引の対価は、義務の履行後、概ね1か月以内に受領しております。

ハ. システム事業

連結子会社は、リユース業界向けパッケージシステムの設計、開発、販売及び保守を行っております。

当事業においては、設計、開発、販売については顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。保守については時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。また、取引の対価は、義務の履行後、概ね1か月以内に受領しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

- イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…為替予約取引
ヘッジ対象…外貨建予定取引（商品輸入）
- ハ. ヘッジ方針 「デリバティブ管理規程」に基づき金利変動リスク、為替相場の変動リスクを回避する目的で行っております。
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が一致しており、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動等を相殺することができることを確認しております。
また、実行可能性が極めて高いかどうかの判断を行っております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、10年間で均等償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

1. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品	1,094,286千円	(うち、当社の商品 1,045,596千円)
貯蔵品	88,771千円	(うち、当社の貯蔵品 88,771千円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの棚卸資産は、主に当社が保有するコンタクトレンズ（商品）及びそのトライアル品（貯蔵品）で構成されております。

棚卸資産の貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。具体的には、収益性の低下の事実を反映するように、品目ごとに過去の販売実績及び使用期限をもとに将来の販売見込数量を見積り、これを超過する棚卸資産を簿価の切下げの対象とすべき滞留在庫としております。

棚卸資産の将来の販売見込数量の見積りは、景気動向や顧客ニーズの変化等の外部環境の変動によって影響を受ける可能性があり、販売見込数量の見積りが想定を下回った場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. のれん及び顧客関連資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	369,401千円
その他（顧客関連資産）	199,468千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結貸借対照表に計上したのれんのうち341,045千円及びその他（顧客関連資産）は、株式会社タロスシステムズ株式の買収に係るものであります。株式取得時の超過収益力をのれんとして認識し、また、既存顧客との継続的な取引関係により生み出すことが期待される将来キャッシュ・フローの現在価値を顧客関連資産として認識しております。

のれん及び顧客関連資産の減損の兆候は、株式取得時における事業計画と実績との比較により判定し、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

のれん及び顧客関連資産は、事業計画に基づく投資の回収期間における将来キャッシュ・フローの見積りに依存しており、当該事業計画には新規店舗数及び解約店舗数といった主要な仮定を織り込んでおります。

事業計画における主要な仮定については、見積りが長期にわたるため不確実性を有しており、実際の業績が見積りと異なる場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 73,497千円

(2) 保証債務

下記の法人の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

医療法人緑風会 69,142千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,862,200株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	121,654	19	2024年12月31日	2025年3月31日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	111,068	17	2025年12月31日	2026年3月27日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は銀行等金融機関からの借入によっております。デリバティブ取引については、その取引金額を外貨建予定取引（商品輸入）の実需の範囲内とする旨を「デリバティブ管理規程」で定めており、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。一部の外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。外貨建てのものについては、為替変動リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金及び事業買収のための資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建予定取引（商品輸入）に係る為替の変動リスクに対するヘッジ目的とした為替予約取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価の方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ⑥ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

また、当社グループでは、会計上のヘッジ要件を満たさない外国為替証拠金取引を実施しておりますが、これについても外貨建予定取引（商品輸入）に係る為替の変動リスクに対するヘッジ目的で行っており、ヘッジ会計の適用対象となるデリバティブ取引と同様の管理体制を採用しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、「債権管理規程」に従い債権管理を行うこととし、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングするとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を行うことにより、軽減を図っております。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建予定取引（商品輸入）については、為替変動リスクに対して、原則として為替予約取引を利用してヘッジしております。為替予約取引等デリバティブ取引の取引金額は、「デリバティブ管理規程」において、外貨建予定取引の実需の範囲内とする旨が定められており、その取引実行管理については、取引権限等を定めた社内規程に従っております。また、日次で実行残高、証拠金率及び損益状況等のモニタリングを実施しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千 円)	差 額 (千 円)
長 期 借 入 金 (*2)	682,594	682,594	—
負 債 計	682,594	682,594	—
デリバティブ取引 (*3)	146,774	146,774	—

(*1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「外国為替差入証拠金」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。

通貨関連

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	外国為替証拠金取引 買建 米ドル	309,200	—	4,200	4,200

②ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

通貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定取引	780,000	—	142,574

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年内 (千円)	1年超5年内 (千円)	5年超10年内 (千円)	10年超 (千円)
受取手形	34,864	—	—	—
売掛金	1,095,260	—	—	—

(注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

区分	1年内 (千円)	1年超2年内 (千円)	2年超3年内 (千円)	3年超4年内 (千円)	4年超5年内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	217,912	111,721	66,858	57,608	57,608	170,887

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引	—	146,774	—	146,774
資産計	—	146,774	—	146,774

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	682,594	—	682,594
負債計	—	682,594	—	682,594

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2に分類しております。

デリバティブ取引

外国為替証拠金取引契約を締結している会社や取引先金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	コンタクトレンズ事業	コンサルティング事業	システム事業	
コンタクトレンズ				
当社ブランド				
クリアレンズ	3,432,556	—	—	3,432,556
カラーレンズ	830,338	—	—	830,338
プライベートブランド				
クリアレンズ	1,993,427	—	—	1,993,427
カラーレンズ	708,979	—	—	708,979
その他	10,903	—	—	10,903
コンサルティング	—	31,000	—	31,000
システム	—	—	448,872	448,872
顧客との契約から生じる収益	6,976,206	31,000	448,872	7,456,078
外部顧客への売上高	6,976,206	31,000	448,872	7,456,078

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,049,926	1,130,125
契約負債	53,550	158,042

契約負債は、主としてコンタクトレンズ事業において顧客から受け取った前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。また、当連結会計年度において契約負債が104,491千円増加した理由は、主に前受金の増加によるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。なお、当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たって、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、注記の対象に含めておりません。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	40,675
1年超2年以内	78,770
合計	119,445

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 431円45銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 40円72銭 |

8. 企業結合等に関する注記

(連結子会社による事業譲受)

当社の連結子会社である株式会社カラコンワークスは、2025年3月5日付で、フリー株式会社よりECサイト「Mewコンタクト」をはじめとしたカラーコンタクトレンズ販売事業の譲受について事業譲渡契約を締結し、2025年3月31日付で当該事業を譲り受けました。

(1) 事業譲受の概要

① 相手企業の名称

フリー株式会社

② 譲受事業の内容

カラーコンタクトレンズ販売事業

③ 事業譲受を行った主な理由

カラーコンタクトレンズ市場における更なる成長を目的として事業譲受することといたしました。

④ 事業譲受日

2025年3月31日

⑤ 事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

⑥ 取得企業を決定するに至った主な理由

当社の連結子会社である株式会社カラコンワークスが、現金を対価として事業の譲り受けを行ったためであります。

(2) 連結計算書類に含まれる取得した事業の業績の期間

2025年4月1日から2025年12月31日

(3) 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	160,000千円
取得原価		160,000千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

20,552千円

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

重要性が乏しいため発生時に一括償却しております。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,258,033	流動負債	1,862,561
現金及び預金	1,413,778	買掛金	45,251
受取手形	34,864	短期借入金	1,150,000
売掛金	1,015,627	1年内返済予定の長期借入金	217,912
商品	1,045,596	未払金	124,643
貯蔵品	88,771	未払費用	14,989
前渡金	33,498	未払法人税等	66,918
前払費用	100,281	契約負債	147,085
デリバティブ債権	146,774	預り金	2,544
外国為替差入証拠金	339,850	賞与引当金	13,446
短期貸付金	70,000	株主優待引当金	5,946
関係会社短期貸付金	78,414	その他の	73,821
その他	47,448	固定負債	477,682
貸倒引当金	△156,872	長期借入金	464,682
		長期預り保証金	13,000
固定資産	950,550	負債合計	2,340,243
有形固定資産	59,717	(純資産の部)	
建物	20,279	株主資本	2,769,422
機械及び装置	34,422	資本金	273,422
工具、器具及び備品	5,015	資本剰余金	285,975
無形固定資産	44,736	資本準備金	173,422
のれん	28,356	その他資本剰余金	112,552
ソフトウェア	16,379	利益剰余金	2,410,988
投資その他の資産	846,097	その他利益剰余金	2,410,988
関係会社株式	780,734	繰越利益剰余金	2,410,988
繰延税金資産	20,625	自己株式	△200,964
破産更生債権	279	評価・換算差額等	98,918
その他	44,736	繰延ヘッジ損益	98,918
貸倒引当金	△279	純資産合計	2,868,341
資産合計	5,208,584	負債純資産合計	5,208,584

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,383,160
売上原価	4,674,749
売上総利益	1,708,411
販売費及び一般管理費	1,342,651
営業利益	365,760
営業外収益	
受取利息	11,661
受取配当金	90,000
為替差益	2,491
業務受託手数料	32,402
その他の	3,544
営業外費用	
支払利息	22,911
デリバティブ評価損	1,465
その他の	7,005
経常利益	474,478
特別損失	
貸倒引当金繰入額	65,000
税引前当期純利益	409,478
法人税、住民税及び事業税	123,624
法人税等調整額	5,947
当期純利益	279,906

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	273,422	173,422	127,492	300,915	2,252,737	2,252,737	△281,425	2,545,650	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△121,654	△121,654		△121,654	
当 期 純 利 益					279,906	279,906		279,906	
自 己 株 式 の 取 得							△19	△19	
自 己 株 式 の 処 分			△14,940	△14,940			80,480	65,540	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△14,940	△14,940	158,251	158,251	80,460	223,772	
当 期 末 残 高	273,422	173,422	112,552	285,975	2,410,988	2,410,988	△200,964	2,769,422	

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	181,975	181,975	2,727,625
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△121,654
当 期 純 利 益			279,906
自 己 株 式 の 取 得			△19
自 己 株 式 の 処 分			65,540
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△83,057	△83,057	△83,057
当 期 変 動 額 合 計	△83,057	△83,057	140,715
当 期 末 残 高	98,918	98,918	2,868,341

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
 - ・ 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
 - ② デリバティブ 時価法を採用しております。
 - ③ 棚卸資産
 - ・ 商品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
 - ・ 貯蔵品 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～50年
機械及び装置	12年
工具、器具及び備品	4年～20年
- ② 無形固定資産 定額法を採用しております。
なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	10年
ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。
- ハ. 株主優待引当金 株主優待に係る費用の発生に伴い、翌事業年度に支出すると見込まれる額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. コンタクトレンズ事業

当社は、コンタクトレンズの製造及び販売等を行っております。

当事業においては、顧客との販売契約に基づき、受注した商品を引き渡す義務を負っており、当該履行義務を充足する時点は商品の引渡時であることから、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、商品の国内販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。また、取引の対価は、義務の履行後、概ね5か月以内に受領（契約に基づき前受金を受領する場合がある。）しております。

なお、商品が返品された場合、当社は、当該商品の対価を返金する必要があります。この将来予想される返品部分に関しては、過去の実績に基づいた将来発生しうると考えられる予想返金額により算定し、販売時に収益を認識せず、顧客への返金が見込まれる金額については、返金負債を計上しております。

また、センターフィー等の顧客に支払われる対価が生ずる場合、取引価格は、契約において顧客と約束した対価から当該センターフィー等の見積額を控除した金額で算定しております。このセンターフィー等の見積額は、あらかじめ契約などで決定していることが多いことから、当該契約に基づき算定しております。

ロ. コンサルティング事業

当社は、医療脱毛クリニック運営に関するコンサルティング業務を提供しております。

当事業においては、顧客との業務委託契約に基づき、コンサルティング業務を提供する義務を負っており、当該履行義務は、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。また、取引の対価は、義務の履行後、概ね1か月以内に受領しております。

(6) ヘッジ会計の方法

- | | |
|---------------|---|
| ① ヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理によっております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…為替予約取引
ヘッジ対象…外貨建予定取引（商品輸入） |
| ③ ヘッジ方針 | 「デリバティブ管理規程」に基づき金利変動リスク、為替相場の変動リスクを回避する目的で行っております。 |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法 | ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が一致しており、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を相殺することができることを確認しております。
また、実行可能性が極めて高いかどうかの判断を行っております。 |

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「短期貸付金」(前事業年度5,000千円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品	1,045,596千円
貯蔵品	88,771千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表2. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	780,734千円
--------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸借対照表に計上した関係会社株式のうち769,787千円は株式会社タロスシステムズの株式であります。同社株式の減損処理の要否は、帳簿価額と超過収益力を反映した実質価額とを比較することによって判定しており、実質価額が帳簿価額に比べて著しく下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行うこととしております。

同社株式の実質価額に含まれる超過収益力の評価は、将来の事業計画に基づいており、当該事業計画には新規店舗数及び解約店舗数といった主要な仮定を織り込んでおります。

事業計画における主要な仮定については、見積りが長期にわたるため不確実性を有しており、実際の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 73,497千円

(2) 保証債務

下記の法人の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

医療法人緑風会	69,142千円
---------	----------

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権 53,556千円

② 短期金銭債務 1,310千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

352,834千円

仕入高

88,700千円

営業取引以外の取引高

124,272千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式

328,741株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金

49,533千円

賞与引当金

4,117千円

株主優待引当金

1,820千円

未払事業税

3,892千円

未払法定福利費

2,641千円

商品

329千円

返金負債

18,964千円

未払賞与

13,512千円

資産調整勘定

7,033千円

子会社株式

2,522千円

承認関係手数料

472千円

株式報酬費用

17,700千円

その他

2,985千円

繰延税金資産小計

125,526千円

評価性引当額

△54,025千円

繰延税金資産合計

71,501千円

繰延税金負債

繰延ヘッジ損益

△43,656千円

返品資産

△7,218千円

繰延税金負債合計

△50,875千円

繰延税金資産純額

20,625千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子 会 社	新 視 野 光 學 股 份 有 限 公 司	所有 直接 100%	資金の援助 役員の兼任	資金の返済 (注) 1	—	関 係 会 社 短 期 貸 付 金 (注) 2	66,674
				利息の受取 (注) 1	—	未 収 利 息 (注) 2	2,284

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利及び子会社の調達金利を勘案して決定しております。

2. 関係会社短期貸付金について66,674千円、未収利息について2,284千円それぞれ貸倒引当金を設定しております。なお、当事業年度において貸倒引当金繰入額は計上しておりません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類「連結注記表6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 439円02銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 43円12銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

株式会社シンシア
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	中 村 優
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	井 出 嘉 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シンシアの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シンシア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

株式会社シンシア
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	中 村 優
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	井 出 嘉 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シンシアの2025年1月1日から2025年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針・計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、また、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

株式会社シンシア 監査等委員会

常勤監査等委員 中本義人 ㊟

監査等委員 小川 宏 ㊟

監査等委員 加瀬 豊 ㊟

(注) 常勤監査等委員中本義人、監査等委員小川宏及び加瀬豊は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋箱崎町42番1号
T-CATホール1階



- | | | |
|----|--------------|----------------|
| 交通 | 地下鉄半蔵門線水天宮前駅 | 1a出口より直結 |
| | 地下鉄日比谷線人形町駅 | A1出口より徒歩約5分 |
| | 地下鉄都営浅草線人形町駅 | A3・A5出口より徒歩約7分 |
| | 地下鉄都営新宿線浜町駅 | A2出口より徒歩約10分 |